

墨田区国民健康保険運営協議会資料

開催日 令和6年3月11日（月）

会場 墨田区役所 121会議室（12階）

議題 議題第1 会長及び同職務代理者の選任について

（諮問事項）

議題第2 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）について

（資料）

- 1 墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要・・・・・・・・・・P1
- 2 特別区国民健康保険基準保険料率等の算定数値・・・・・・・・・・P3
（参考資料1）国民健康保険制度について・・・・・・・・・・P4
（参考資料2）モデルケース（所得階層別）による試算・・・・・・・・・・P6
（参考資料3）令和6年度確定係数に基づく標準保険料率・・・・・・・・・・P9

報告事項 1 令和4年度墨田区国民健康保険特別会計事業実績について

2 令和6年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）について

3 第3期墨田区国民健康保険データヘルス計画について

4 墨田区における国保財政健全化計画の変更について

（資料）

- 3 令和4年度墨田区国民健康保険特別会計事業実績
- 4 令和6年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出予算（案）
- 5 第3期墨田区国民健康保険データヘルス計画概要
- 6 国保財政健全化変更計画書

墨田区区民部国保年金課

墨田区国民健康保険条例の一部を改正する条例（案）概要

1 特別区国民健康保険の基準保険料率等の改定

(1) 保険料率

区 分		現 行	改 正 案	増 減
基礎分 (医療分)	所 得 割	7.17%	8.69%	+1.52pt
	均 等 割 (被保険者1人につき)	45,000円	49,100円	+4,100円
	賦 課 割 合 (所得割：均等割)	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	650,000円	現行どおり	—
後期 高齢者 支援金分	所 得 割	2.42%	2.80%	+0.38pt
	均 等 割 (被保険者1人につき)	15,100円	16,500円	+1,400円
	賦 課 割 合 (所得割：均等割)	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	220,000円	240,000円	+20,000円
介 護 納 付 金 分	所 得 割	2.14%	2.36%	+0.22pt
	均 等 割 (被保険者1人につき)	16,200円	16,500円	+300円
	賦 課 割 合 (所得割：均等割)	56：44	現行どおり	—
	賦 課 限 度 額	170,000円	現行どおり	—

(2) 低所得者に係る軽減

区 分	現 行			改 正 案			増 減
	判定所得基準	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額		判定所得基準	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額		
7 割 減 額 世 帯	所得が43万円 を超えない世帯 (※)	基礎	31,500円	現行どおり	基礎	34,370円	+2,870円
		後期	10,570円		後期	11,550円	+980円
		介護	11,340円		介護	11,550円	+210円
5 割 減 額 世 帯	所得が43万円 +29万円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 (※)	基礎	22,500円	所得が43万円 +29万5千円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 (※)	基礎	24,550円	+2,050円
		後期	7,550円		後期	8,250円	+700円
		介護	8,100円		介護	8,250円	+150円
2 割 減 額 世 帯	所得が43万円 +5.3万5千円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 (※)	基礎	9,000円	所得が43万円 +5.4万5千円 ×被保険者等の数 を超えない世帯 (※)	基礎	9,820円	+820円
		後期	3,020円		後期	3,300円	+280円
		介護	3,240円		介護	3,300円	+60円

※ 世帯に給与所得者等が2人以上いる場合は、各区分の基準額に10万円×(給与所得者等の数-1)を加算する。

(3) 未就学児に係る軽減

区 分	現 行		改 正 案		増 減
	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	被 保 険 者 1 人 に つ き 減 額 す る 額	
7 割減額 世 帯	基礎	6, 7 5 0 円	基礎	7, 3 6 5 円	+ 6 1 5 円
	後期	2, 2 6 5 円	後期	2, 4 7 5 円	+ 2 1 0 円
5 割減額 世 帯	基礎	1 1, 2 5 0 円	基礎	1 2, 2 7 5 円	+ 1, 0 2 5 円
	後期	3, 7 7 5 円	後期	4, 1 2 5 円	+ 3 5 0 円
2 割減額 世 帯	基礎	1 8, 0 0 0 円	基礎	1 9, 6 4 0 円	+ 1, 6 4 0 円
	後期	6, 0 4 0 円	後期	6, 6 0 0 円	+ 5 6 0 円
その他 世 帯	基礎	2 2, 5 0 0 円	基礎	2 4, 5 5 0 円	+ 2, 0 5 0 円
	後期	7, 5 5 0 円	後期	8, 2 5 0 円	+ 7 0 0 円

2 退職者医療制度の経過措置等の廃止

国民健康保険法の一部改正により、退職被保険者等の経過措置に係る規定が削除されることに伴い、関係規定を削除する等の規定整備をする。

3 施行期日

令和6年4月1日から施行する。なお、保険料率等に関する規定は令和6年度以後の年度分の保険料について適用する。

令和6年度 特別区国民健康保険基準保険料率等の算定数値

①基礎分、支援金分

区 分		令和6年度(案) A	令和5年度 B	差引増減 A - B = C
被保険者数		1,707千人	1,769千人	▲62千人
納付金必要額		3,008億円	2,944億円	64億円
(基礎分		2,283億円	2,252億円	31億円)
(支援金分		725億円	692億円	33億円)
激変緩和率		基礎分 93.5% 後期分 98.0%	基礎分 90.3% 後期分 97.3%	※基礎分は負担抑制策 反映後
賦課総額		2,672億円	2,536億円	136億円
(基礎分		1,999億円	1,899億円	100億円)
(支援金分		673億円	637億円	36億円)
保 険 料 率	所得割率	11.49/100	9.59/100	1.90/100
	(基礎分	8.69/100	7.17/100	1.52/100)
	(支援金分	2.80/100	2.42/100	0.38/100)
	均等割額	65,600円	60,100円	5,500円
(基礎分		49,100円	45,000円	4,100円)
(支援金分		16,500円	15,100円	1,400円)
賦課限度額		890,000円	870,000円	20,000円
(基礎分		650,000円	650,000円	0円)
(支援金分		240,000円	220,000円	20,000円)
1人当たり保険料		156,520円	143,363円	13,157円

②介護分

区 分		令和6年度(案) A	令和5年度 B	差引増減 A - B = C
介護第2号被保険者数		624千人	657千人	▲33千人
納付金必要額		267億円	279億円	▲12億円
激変緩和率		介護分 98.0%	介護分 97.3%	—
賦課総額		247億円	255億円	▲8億円
保 険 料 率	所得割率	2.36/100	※各区事項のため未設定	—
	均等割額	16,500円	16,200円	300円
賦課限度額		170,000円	170,000円	0円
1人当たり保険料		39,499円	38,808円	691円

国民健康保険制度について

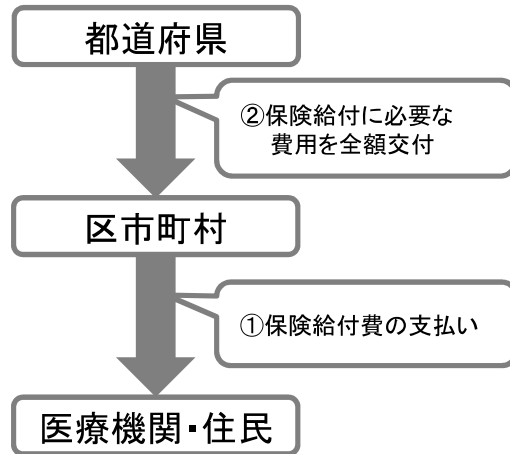
1 国保制度の仕組み

(平成29年度まで)
区市町村が個別に運営

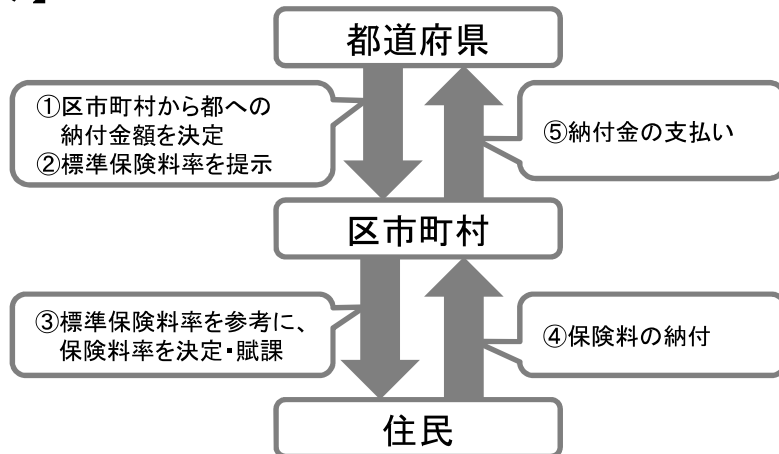


(平成30年度から)
都道府県と区市町村の共同運営
都: 財政運営の責任主体
区市町村: 資格管理、保険給付、保険料の決定・
賦課・徴収、保健事業等を実施

【保険給付の仕組み】



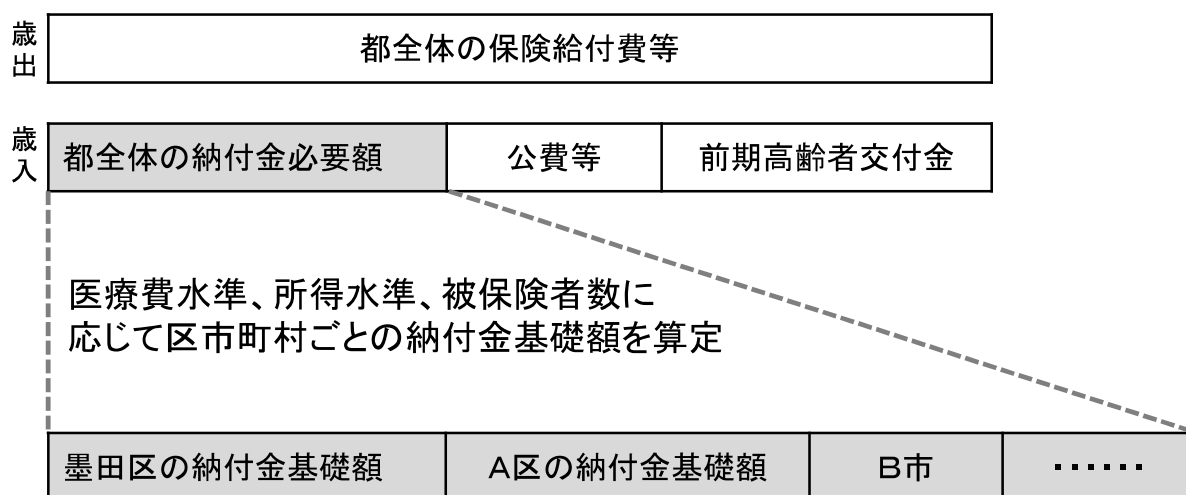
【財政の仕組み】



2 納付金及び保険料率の算定イメージ

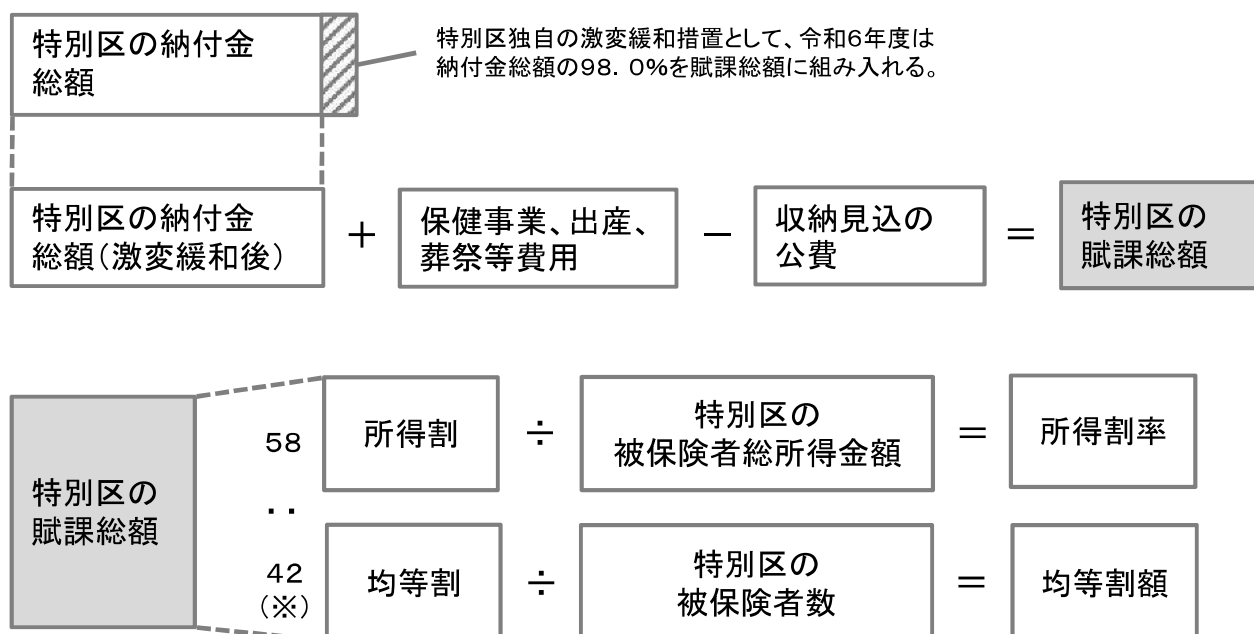
(例:基礎分)

(1) 納付金の算定



上記の納付金基礎額に、区市町村ごとの個別事情に応じた調整を行い、最終的な納付金額を算定している。

(2) 特別区基準保険料率の算定



※ 賦課割合は、50:50をベースに、全国平均と比較した所得水準によって変動する。特別区の所得水準を反映した賦課割合(令和6年度)は58:42である。

モデルケース(所得階層別)による試算

①年金受給者(65歳以上)1人世帯〔世帯主(65歳以上)のみ〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
5年度保険料[a]		18,030	18,030	93,153	201,073	280,190	360,746	523,776
6	保険料[b]	19,680	19,680	106,483	234,503	329,295	425,811	621,141
年	5年度保険料との比較[b]-[a]	1,650	1,650	13,330	33,430	49,105	65,065	97,365
度	対前年度比[b]/[a]	1.09	1.09	1.14	1.17	1.18	1.18	1.19

②年金受給者(65歳以上)2人世帯〔世帯主(65歳以上)+配偶者(65歳以上)〕

年 収		100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
5年度保険料[a]		36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	583,876
6	保険料[b]	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	686,741
年	5年度保険料との比較[b]-[a]	3,300	3,300	14,430	38,930	54,605	70,565	102,865
度	対前年度比[b]/[a]	1.09	1.09	1.14	1.15	1.16	1.17	1.18

③給与所得者(40歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳未満)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
5年度保険料[a]		18,030	31,968	145,451	212,581	283,547	360,267	517,543
6	保険料[b]	19,680	35,098	167,861	248,291	333,317	425,237	613,673
年	5年度保険料との比較[b]-[a]	1,650	3,130	22,410	35,710	49,770	64,970	96,130
度	対前年度比[b]/[a]	1.09	1.10	1.15	1.17	1.18	1.18	1.19

④給与所得者(40歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳未満)+配偶者(40歳未満)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
5年度保険料[a]		36,060	62,018	181,511	272,681	343,647	420,367	577,643
6	保険料[b]	39,360	67,898	207,221	313,891	398,917	490,837	679,273
年	5年度保険料との比較[b]-[a]	3,300	5,880	25,710	41,210	55,270	70,470	101,630
度	対前年度比[b]/[a]	1.09	1.09	1.14	1.15	1.16	1.17	1.18

⑤給与所得者(40歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳未満)+配偶者(40歳未満)+子(未就学児)1人〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
5年度保険料[a]		45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	607,693
6	保険料[b]	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	712,073
年	5年度保険料との比較[b]-[a]	4,125	7,255	27,910	41,210	58,020	73,220	104,380
度	対前年度比[b]/[a]	1.09	1.09	1.14	1.15	1.16	1.16	1.17

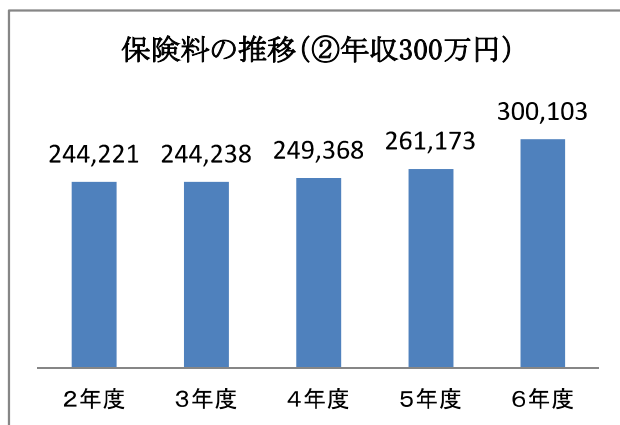
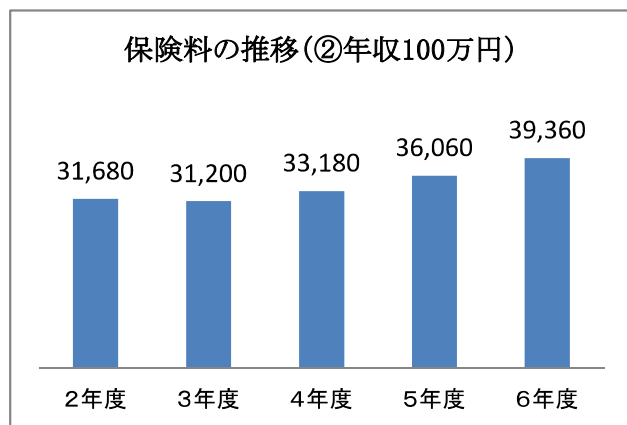
※年金収入153万円及び給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

※保険料は、基礎分+支援金分の合計である。

前頁②のモデルケースにおける保険料の推移

(保険料:円)

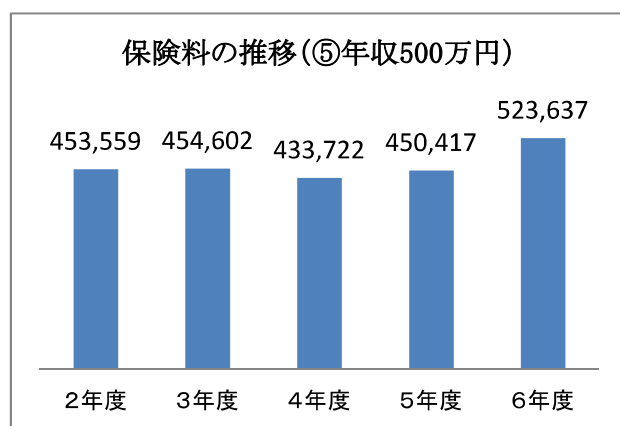
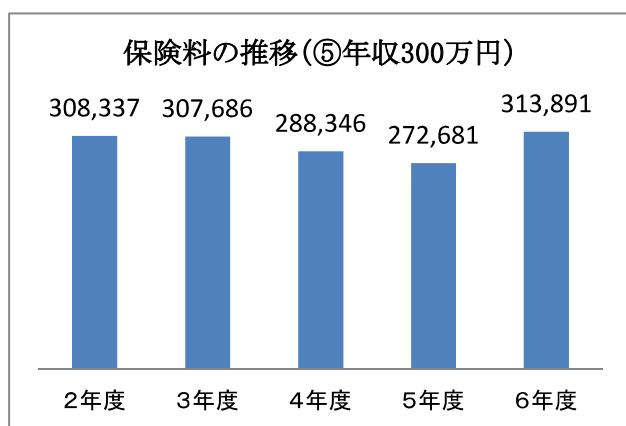
年度\年収	100万円	※153万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
2年度	31,680	31,680	97,121	244,221	322,018	401,230	561,540
3年度	31,200	31,200	96,838	244,238	322,942	403,078	565,258
4年度	33,180	33,180	99,668	249,368	327,248	406,544	567,024
5年度	36,060	36,060	105,173	261,173	340,290	420,846	583,876
6年度	39,360	39,360	119,603	300,103	394,895	491,411	686,741



前頁⑤のモデルケースにおける保険料の推移

(保険料:円)

年度\年収	※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
2年度	47,520	81,086	210,647	308,337	378,119	453,559	608,211
3年度	46,800	79,908	209,706	307,686	378,282	454,602	611,058
4年度	41,475	71,013	194,616	288,346	358,202	433,722	588,538
5年度	45,075	77,043	205,551	272,681	373,697	450,417	607,693
6年度	49,200	84,298	233,461	313,891	431,717	523,637	712,073



(保険料上昇の主な要因)

○1人当たり給付費の増加

被保険者の高齢化や医療の高度化などにより、1人当たり給付費は年々増加している。

○構造上の問題

被保険者数の減少(少子高齢化、社会保険適用の拡大)

→ 労働者層の減少、75歳以上の後期高齢者の増加による負担増

→ 医療費の高い被保険者割合の増加

○制度上の問題

特別区における人口・所得水準・年齢調整後の医療費水準は東京都平均よりも高い。

モデルケース(所得階層別)による試算
(介護分を含む)

①給与所得者(65歳未満)1人世帯〔世帯主(40歳以上)のみ〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
5年度保険料[a]		22,890	40,496	180,697	262,807	349,609	443,449	635,821
6 年 度	保険料[b]	25,530	45,424	212,993	313,583	419,921	534,881	770,549
	5年度保険料との比較[b]-[a]	2,640	4,928	32,296	50,776	70,312	91,432	134,728
	対前年度比[b]/[a]	1.12	1.12	1.18	1.19	1.20	1.21	1.21

②給与所得者(65歳未満)2人世帯〔世帯主(40歳以上)+配偶者(40歳以上)〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
5年度保険料[a]		45,780	78,646	226,477	339,107	425,909	519,749	712,121
6 年 度	保険料[b]	51,060	87,974	264,053	398,683	505,021	619,981	855,649
	5年度保険料との比較[b]-[a]	5,280	9,328	37,576	59,576	79,112	100,232	143,528
	対前年度比[b]/[a]	1.12	1.12	1.17	1.18	1.19	1.19	1.20

③給与所得者(65歳未満)3人世帯〔世帯主(40歳以上)+配偶者(40歳以上)+子(未就学児)1人〕

年 収		※98万円	100万円	200万円	300万円	400万円	500万円	700万円
5年度保険料[a]		54,795	93,671	250,517	332,627	455,959	549,799	742,171
6 年 度	保険料[b]	61,395	105,199	291,613	392,203	539,471	654,431	890,099
	5年度保険料との比較[b]-[a]	6,600	11,528	41,096	59,576	83,512	104,632	147,928
	対前年度比[b]/[a]	1.12	1.12	1.16	1.18	1.18	1.19	1.20

※給与収入98万円は、均等割のみ世帯の収入上限である。

※保険料は、基礎分+支援金分+介護分の合計である。

令和6年度確定係数に基づく標準保険料率

	①都道府県標準保険料率	
	所得割(%)	均等割(円)
医療分	8.91	53,722
後期支援金分	2.98	17,505
介護納付金分	2.42	17,589

		②区市町村標準保険料率(2方式)					
		医療分		後期支援金分		介護納付金分	
		所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)	所得割(%)	均等割(円)
1	千代田区	9.87	59,516	2.99	17,551	1.88	14,348
2	中央区	8.73	52,550	2.99	17,538	2.46	17,827
3	港区	9.24	55,687	3.12	18,339	2.55	18,514
4	新宿区	9.85	59,346	3.25	19,102	2.58	18,564
5	文京区	8.93	58,801	2.88	16,915	2.33	16,890
6	台東区	8.66	58,235	3.07	18,023	2.46	17,867
7	墨田区	9.44	58,873	2.98	17,488	2.44	17,727
8	江東区	9.70	58,488	3.00	17,625	2.46	17,884
9	品川区	9.46	57,008	2.95	17,298	2.42	17,603
10	目黒区	8.67	52,251	2.88	16,939	2.37	17,194
11	大田区	9.77	58,914	2.98	17,484	2.46	17,828
12	世田谷区	8.88	53,511	3.05	17,911	2.43	17,627
13	渋谷区	8.82	53,153	2.98	17,505	2.45	17,809
14	中野区	9.19	55,375	3.08	18,084	2.50	18,138
15	杉並区	8.65	52,142	3.01	17,684	2.43	17,614
16	豊島区	8.70	52,439	3.00	17,633	2.38	17,253
17	北区	9.69	58,422	3.03	17,814	2.51	18,200
18	荒川区	9.40	56,680	2.93	17,221	2.40	17,395
19	板橋区	9.61	57,929	3.00	17,810	2.42	17,576
20	練馬区	8.35	50,326	2.87	16,872	2.33	16,891
21	足立区	9.82	59,177	3.11	18,276	2.58	18,580
22	葛飾区	9.22	55,572	3.00	17,640	2.47	17,948
23	江戸川区	9.22	55,555	2.99	17,540	2.47	17,915
24	八王子市	7.73	46,565	2.83	16,597	2.28	16,569
25	立川市	8.65	52,147	2.93	17,212	2.41	17,527
26	武蔵野市	8.22	49,574	2.94	17,272	2.40	17,397
27	三鷹市	8.33	50,194	2.87	16,858	2.36	17,109
28	青梅市	7.93	47,771	2.98	17,510	2.48	17,871
29	府中市	8.81	53,120	3.00	17,637	2.44	17,700
30	昭島市	8.33	50,217	2.87	16,882	2.38	17,263
31	調布市	8.64	52,096	2.97	17,434	2.44	17,699
32	町田市	8.33	50,215	2.87	16,842	2.35	17,095
33	小金井市	7.73	46,579	2.87	16,879	2.34	17,009
34	小平市	8.28	49,901	2.86	16,896	2.34	16,976
35	日野市	8.24	49,880	2.93	17,228	2.40	17,401
36	東村山市	8.59	51,749	2.94	17,270	2.40	17,417
37	国分寺市	7.76	46,785	2.89	16,949	2.37	17,206
38	国立市	7.63	45,965	2.91	17,073	2.38	17,159
39	西東京市	8.32	50,141	2.98	17,630	2.40	17,413
40	福生市	8.35	50,335	2.91	17,101	2.40	17,452
41	狛江市	7.78	46,918	2.90	17,008	2.37	17,170
42	東大和市	7.86	44,369	2.83	16,614	2.29	16,623
43	清瀬市	8.78	53,006	2.90	17,030	2.35	17,043
44	東久留米市	8.43	50,808	2.88	16,929	2.36	17,142
45	武蔵村山市	8.61	51,908	2.90	17,059	2.38	17,270
46	多摩市	8.57	51,633	2.92	17,154	2.40	17,448
47	稲城市	7.94	47,857	2.97	17,419	2.36	17,150
48	あきる野市	7.36	44,354	2.88	16,912	2.35	17,033
49	羽村市	7.83	47,192	2.85	16,755	2.32	16,806
50	瑞穂町	7.75	46,692	2.99	17,570	2.41	17,488
51	日の出町	7.51	45,260	2.85	16,738	2.31	16,785
52	檜原村	4.32	26,057	2.87	16,829	2.32	16,807
53	奥多摩町	8.52	51,376	2.86	16,816	2.31	16,782
54	大島町	8.62	51,947	2.94	17,247	2.43	17,607
55	利島村	▲ 0.89	▲ 5,379	2.88	16,803	2.36	17,134
56	新島村	7.69	46,331	2.96	17,320	2.42	17,532
57	神津島村	5.63	33,956	2.87	16,846	2.38	17,116
58	三宅村	8.74	52,702	2.95	17,339	2.52	18,287
59	御蔵島村	▲ 1.98	▲ 11,944	2.87	16,866	2.43	17,654
60	八文町	6.75	40,705	2.86	16,771	2.34	16,993
61	青ヶ島村	▲ 13.02	▲ 78,458	2.94	17,286	2.42	17,556
62	小笠原村	4.99	30,090	2.96	17,402	2.39	17,343

令和4年度墨田区国民健康保険特別会計事業実績

1 国保加入状況

① 被保険者数

区分	人数		構成比%	対前年度増減
	年度平均			
一般	51,935 人		100.0 %	-1,199 人
退職者等	0 人		0.0 %	0 人
合計	51,935 人		100.0 %	-1,199 人
墨田区総人口	279,341 人	(国保 18.6 %)		103,254 人

② 世帯数

区分	世帯数		構成比%	対前年度増減
	5年3月31日現在			
均等割世帯	16,422 世帯		42.8 %	1,132 世帯
限度額世帯	978 世帯		2.5 %	259 世帯
その他	20,985 世帯		54.7 %	-1,424 世帯
合計	38,385 世帯		100.0 %	-33 世帯
墨田区総世帯	164,578 世帯	(国保 23.3 %)		6,016 世帯

2 保険料収納実績

区分	調定額	収納額	収納率
現年分	6,513,949 千円	5,809,020 千円	89.18 %
(1人当たり)	125,522 円	111,852 円	-----
滞納繰越分	1,341,865 千円	429,540 千円	32.01 %
合計	7,855,814 千円	6,238,560 千円	79.41 %

3 医療費・保険給付費実績

区分	医療費	保険給付費
総額	19,560,683 千円	16,438,920 千円
一人当たり	375,806 円	315,829 円

4 歳入歳出予算決算状況

区分	予算現額 (千円)	決算額	
		総額 (千円)	1人当たり(円)
歳入			
国民健康保険料	6,385,945	6,274,285	120,810
一部負担金	4	0	0
使用料及び手数料	105	104	2
国庫支出金	1	152	3
都支支出金	17,556,365	17,015,567	327,632
繰入金	3,078,845	3,075,235	59,213
繰越金	1,038,006	1,038,006	19,987
諸収入	19,522	31,739	611
計	28,078,793	27,435,089	528,258
歳出			
総務費	595,234	522,128	10,053
保険給付費	17,467,476	16,659,839	320,782
国民健康保険事業費納付金	8,530,940	8,356,895	160,911
財政安定化基金拠出金	1	0	0
共同事業拠出金	3	1	0
保健事業費	247,130	201,901	3,888
諸支出金	1,043,009	1,042,815	20,079
予備費(充当額)	195,000	(5,000)	—
計	28,078,793	26,783,579	515,713
差引	0	651,510	—

令和6年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)

(歳入)

科目	令和6年度		令和5年度		比較増△減	
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)	増△減額	増△減率(%)
1 国民健康保険料	6,847,503	24.4	6,851,818	24.2	△4,315	△0.1
2 一部負担金	4	0.0	4	0.0	0	0.0
3 使用料及び手数料	105	0.0	105	0.0	0	0.0
4 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 都支支出金	17,781,806	63.2	18,186,515	64.4	△404,709	△2.2
6 繰入金	3,395,155	12.1	3,126,022	11.1	269,133	8.6
7 繰越金	70,204	0.2	49,213	0.2	20,991	42.7
8 諸収入	21,222	0.1	20,322	0.1	900	4.4
合計	28,116,000	100.0	28,234,000	100.0	△118,000	△0.4

(単位:千円)

(歳出)

科目	令和6年度		令和5年度		比較増△減	
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)	増△減額	増△減率(%)
1 総務費	593,503	2.1	582,299	2.1	11,204	1.9
2 保険給付費	17,689,735	62.9	18,132,151	64.2	△442,416	△2.4
3 国民健康保険事業費納付金	9,330,250	33.2	9,030,450	32.0	299,800	3.3
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 保健事業費	232,304	0.8	239,880	0.9	△7,576	△3.2
6 諸支支出金	70,207	0.3	49,216	0.2	20,991	42.7
7 予備費	200,000	0.7	200,000	0.7	0	0.0
(共同事業拠出金)	0	0.0	3	0.0	△3	皆減
合計	28,116,000	100.0	28,234,000	100.0	△118,000	△0.4

(単位:千円)

令和6年度墨田区国民健康保険特別会計歳入歳出予算(案)

科 目	令和6年度		令和5年度		比較増△減	
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)	増△減額	増△減率(%)
1 国民健康保険料	6,847,503	24.4	6,851,818	24.2	△4,315	△0.1
2 一部負担金	4	0.0	4	0.0	0	0.0
3 使用料及び手数料	105	0.0	105	0.0	0	0.0
4 国庫支出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 都支支出金	17,781,806	63.2	18,186,515	64.4	△404,709	△2.2
6 繰入金	3,395,155	12.1	3,126,022	11.1	269,133	8.6
7 繰越金	70,204	0.2	49,213	0.2	20,991	42.7
8 諸収入	21,222	0.1	20,322	0.1	900	4.4
合 計	28,116,000	100.0	28,234,000	100.0	△118,000	△0.4

(歳入)

(単位:千円)

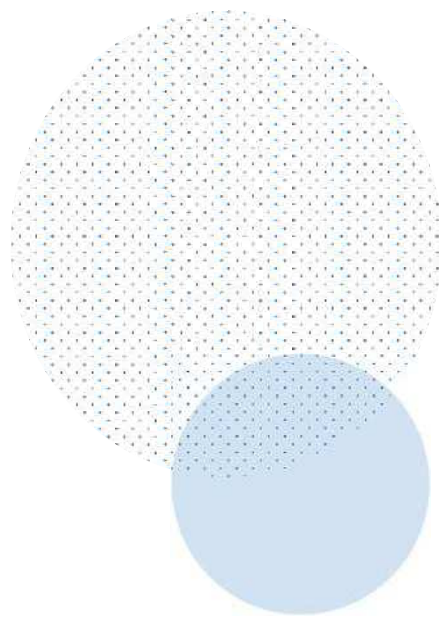
科 目	令和6年度		令和5年度		比較増△減	
	予算額	構成比(%)	予算額	構成比(%)	増△減額	増△減率(%)
1 総務費	593,503	2.1	582,299	2.1	11,204	1.9
2 保険給付費	17,689,735	62.9	18,132,151	64.2	△442,416	△2.4
3 国民健康保険事業費納付金	9,330,250	33.2	9,030,450	32.0	299,800	3.3
4 財政安定化基金拠出金	1	0.0	1	0.0	0	0.0
5 保健事業費	232,304	0.8	239,880	0.9	△7,576	△3.2
6 諸支 出 金	70,207	0.3	49,216	0.2	20,991	42.7
7 予 備 費	200,000	0.7	200,000	0.7	0	0.0
(共同事業拠出金	0	0.0	3	0.0	△3	皆減)
合 計	28,116,000	100.0	28,234,000	100.0	△118,000	△0.4

(歳出)

(単位:千円)



第3期墨田区国民健康保険デジタルヘルス計画 (令和6年度～令和11年度) 概要



第1章 基本的事項

	データヘルス計画	特定健康診査等実施計画
根拠	国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針 (厚生労働省告示)	高齢者の医療の確保に関する法律第19条
期間	第3期：令和6年度～令和11年度	第4期：令和6年度～令和11年度

※ 特定健康診査等実施計画は、同計画に定める事業がデータヘルス計画の中核をなすものであることから、第4期計画を本計画に内包するものとして整理しました。特定健康診査及び特定保健指導の適切かつ有効な実施を図るための基本的な指針（平成20年厚生労働省告示第150号）において、特定健康診査等実施計画で定めるところとされている事項は、本計画では右表のとおり記載しています。

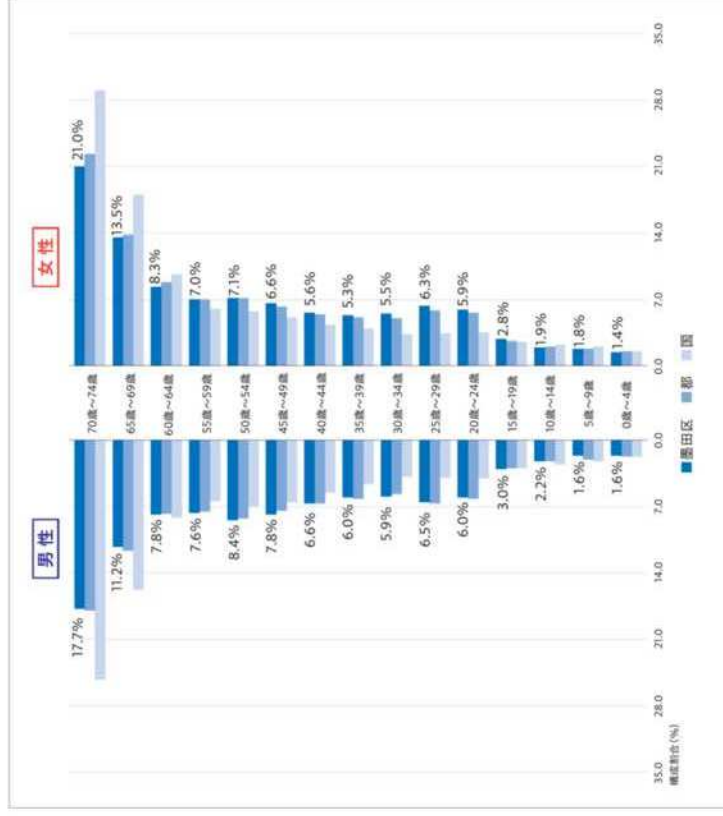
第4期特定健康診査等実施計画に記載すべき事項	本計画における記載箇所
①達成しようとする目標	
②特定健康診査等の対象者数	第5章 個別保健事業計画 1.特定健康診査*、2.特定保健指導*
③特定健康診査等の実施方法	
④個人情報保護	第6章 その他 3.個人情報の取扱い
⑤特定健康診査等実施計画の公表及び周知	第6章 その他 2.計画の公表・周知
⑥特定健康診査等実施計画の評価及び見直し	第6章 その他 1.計画の評価・見直し
⑦その他、特定健康診査等の円滑な実施を確保するために保険者が必要と認める事項	第5章 個別保健事業計画 1.特定健康診査、2.特定保健指導

第2章 現状の整理

1. 保険者の特性 (1) 人口構成

加入者の構成を5歳刻みでみると、男女ともに70歳～74歳の年齢階層が最も多くっており、65歳～69歳を含めた前期高齢者の割合は男性で28.9%、女性で34.5%を占めています。

◆ 男女別・年齢階層別 被保険者数構成割合ピラミッド (令和4年度)



出典：国保データベース(KDB)システム「人口及び被保険者の状況」(令和5年2月1日時点)

(P5)

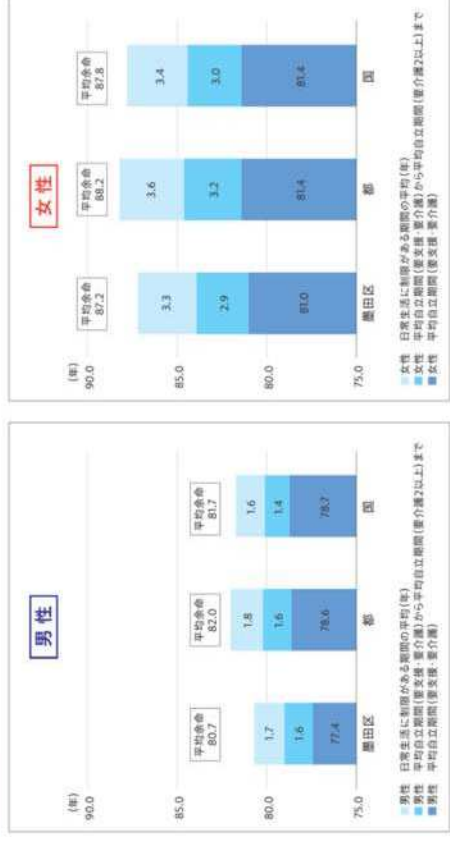
1. 保険者の特性 (2) 平均余命と平均自立期間

令和4年度における本区の男性の平均余命は80.7年と、国と比べて1.0年低く、女性の平均余命は87.2年と0.6年低くなっています。

平均余命について、都、国との差の多くは、平均自立期間(要支援・要介護)の差によるものです。

◆ 平均余命と平均自立期間、日常生活に制限がある期間の平均(年) (令和4年度)

区分	男性			女性		
	平均余命	平均自立期間 (要介護2以上)	平均自立期間 (要介護)	平均余命	平均自立期間 (要介護2以上)	平均自立期間 (要介護)
墨田区	80.7	79.0	77.4	87.2	83.9	81.0
都	82.0	80.2	78.6	88.2	84.6	81.4
国	81.7	80.1	78.7	87.8	84.4	81.4



出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

(P7)

第2章 現状の整理

1. 保険者の特性 (3)医療基礎情報

令和4年度における本区の医療費は約166億9,300万円であり、被保険者一人当たり医療費は318,703円と、都よりも1.5%高い状況です。医療機関の受診率と一件当たり医療費は、いずれも都より高くなっています。

外来、入院別に見ると、外来では一件当たり医療費が都と比べて4.0%高く、入院では千人当たり入院患者数が都より高くなっています。

◆医療費の状況 (令和4年度)

区分	被保険者数 (人)	医療費 (百万円)	レセプト件数 (件)	受診率 [※]	一人当たり 医療費(円)	一件当たり 医療費(円)
墨田区	52,378	16,693	426,384	671.3	318,703	39,150
都	2,677,283	841,042	21,963,059	669.4	314,140	38,294
国	24,660,500	8,841,325	221,735,284	728.4	358,522	39,873

※千人当たりの受診率 レセプト件数÷被保険者数(各月分累計)×1,000

外来

区分	被保険者数 (人)	医療費 (百万円)	レセプト件数 (件)	千人当たり 外来患者数(人)	一件当たり 医療費(円)	一件当たり 発診回数(回)
墨田区	52,378	10,793	417,040	656.6	25,880	1.5
都	2,677,283	535,058	21,493,952	655.1	24,890	1.5
国	24,660,500	5,295,613	216,007,957	709.6	24,520	1.5

入院

区分	被保険者数 (人)	医療費 (百万円)	レセプト件数 (件)	千人当たり 入院患者数(人)	一件当たり 医療費(円)	一件当たり 在院日数(日)
墨田区	52,378	5,900	9,344	14.7	631,400	14.2
都	2,677,283	305,985	469,107	14.3	652,270	14.6
国	24,660,500	3,545,712	5,727,327	18.8	619,090	16.0

出典：国保データベース(KDB)システム「地域の実体量の把握」

(P9)

2. 前期計画等に係る事業評価

◆第2期計画の目標と実績

事業概要	計画特定の実績	目標値 (令和5年度)	実績値 (令和4年度)
1-1 特定健康診査 生活習慣病の発病予防、早期発見のため、健康診査を実施する。	平成28年度 受診率 48.6%		
1-2 特定健康診査受診勧奨(はがき送付) 特定健康診査未受診者の年代に合わせた受診勧奨のはがきを送付し、健診受診を促す。	平成29年度 発送数 49,456通		
1-3 特定健康診査受診勧奨(電話勧奨) 特定健康診査未受診者に電話による受診勧奨を実施し、健診受診を促す。	平成29年度 実施件数 3,102件	特定健康診査 受診率 60%	特定健康診査 受診率 47.5%
1-4 健診結果通知の個別送付 特定健康診査受診者に、過去5年に遡る検査結果を列記した通知を送付することで、健康への意識を高め、継続的な健診受診を促す。	平成29年度 実施件数 17,759件		
1-5 特定保健指導 (糖尿病リスク者等受診勧奨事業を含む。) 特定健康診査の結果、メタボリックシンドローム*又はその予備群に該当する人や非肥満でも生活習慣の改善が必要と判断された人に対して、改善のための指導を行う。 また、糖尿病に関連した項目の数値が高い方に対して受診勧奨を実施する。	平成28年度 実施者数 376人 実施率 15.7%	実施率 60%	実施率 13.1%
1-6 ジェネリック医薬品*利用差額通知 ジェネリック医薬品利用差額通知を送付し、被保険者負担の軽減と医療費の削減を図る。	平成29年度 発送件数 4,276件	充実	発送件数 4,768件
1-7 訪問健康相談(多受診指導) 重複受診、重複服薬がある被保険者に、健康相談の案内を送付し、専門職が訪問相談・指導を行うことで、被保険者負担の軽減と医療費の抑制を図る。	平成28年度 指導完了者 28人	充実	指導完了者 14人
2-1 糖尿病重症化予防事業 重症化のおそれがある対象者に保健指導を行い、糖尿病患者の重症化、重症化(透析への移行等)の予防を図る。	平成28年度 実施者 5人	充実	実施者 8人

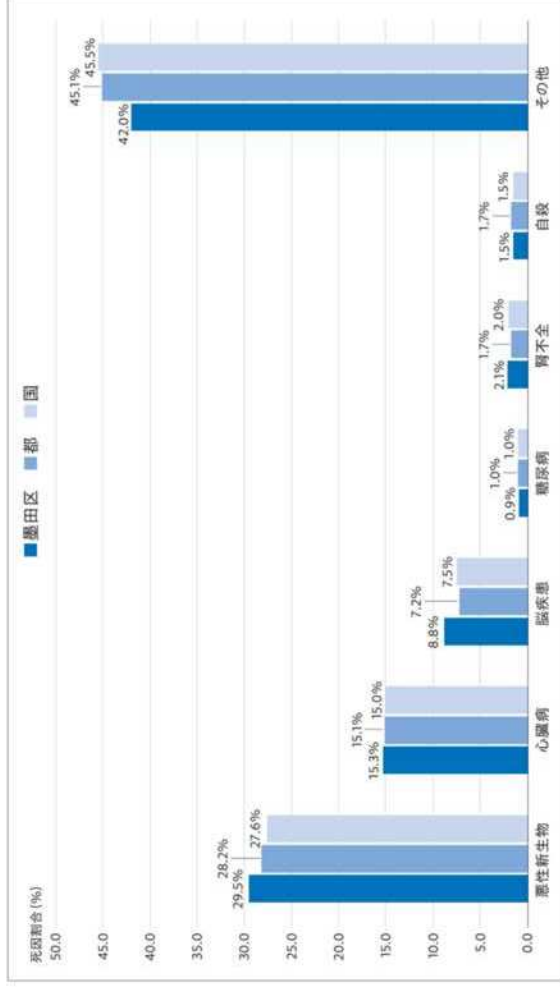
(P13)

第3章 健康・医療情報等の分析

1. 死亡の状況

主要死因別死亡率について、高齢化率や平均年齢が本区よりも高い都と比較してみると、悪性新生物、心臓病、脳疾患、腎不全いずれも本区の方が高くなっています。

◆主たる死因の割合（令和4年度）



出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

(P16)

2. レセプトデータの分析

令和4年度における本区的生活習慣病医療費は約83億1,200万円で、総医療費の約50%を占めています。都や国と比べて生活習慣病医療費に占める割合が高い最大医療資源傷病は、慢性腎臓病（透析有）及び慢性腎臓病（透析無）となっています。

◆疾病別医療費（令和4年度）

最大医療資源傷病名	医療費(千円)	墨田区	医療費割合
生活習慣病 合計	8,312,085	100.0%	100.0%
がん	2,479,926	29.8%	32.0%
筋・骨格	1,372,090	16.5%	16.6%
精神	1,213,912	14.6%	15.0%
慢性腎臓病(透析有)	1,118,249	13.5%	8.3%
糖尿病	782,906	9.4%	10.4%
高血圧症	463,564	5.6%	9.4%
脂質異常症	321,070	3.9%	5.1%
脳梗塞	187,330	2.3%	4.1%
狭心症	172,140	2.1%	2.4%
脳出血	63,562	0.8%	2.1%
慢性腎臓病(透析無)	60,912	0.7%	1.3%
心筋梗塞	40,446	0.5%	0.6%
脂肪肝	13,189	0.2%	0.7%
動脈硬化症	13,181	0.2%	0.2%
高尿酸血症	9,608	0.1%	0.2%

出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

(P17)

第3章 健康・医療情報等の分析

3.特定健康診査及び特定保健指導の分析 (1)特定健康診査の実施状況

平成30年度以降における本区の特定健康診査受診率の推移をみると、都と比べ高くなっています。

一方で、受診率は横ばいの状況にあり、国の定める目標値（60%）には届いていません。

◆年度別 特定健康診査受診率

区分	平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度		令和4年度	
	健診 受診者数	受診率	健診 受診者数	受診率	健診 受診者数	受診率	健診 受診者数	受診率	健診 対象者数	受診率
墨田区	17,680	49.2%	16,821	48.8%	15,814	46.5%	16,262	49.0%	14,691	47.5%
都	826,994	44.7%	792,504	44.2%	723,694	40.8%	740,165	42.9%	1,618,482	43.1%

出典：法定報告値

(P20)

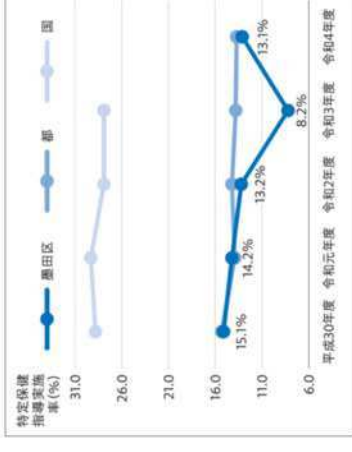
3.特定健康診査及び特定保健指導の分析 (2)特定保健指導の実施状況

平成30年度から令和4年度までにおける本区の特定保健指導の実施状況を年度別にみると、令和4年度の特定保健指導実施率は13.1%で、平成30年度より2.0ポイント減少しています。

◆年度別 特定保健指導実施率

区分	特定保健指導実施率				
	平成 30年度	令和 元年度	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度
墨田区	15.1%	14.2%	13.2%	8.2%	13.1%
都	15.3%	13.9%	14.2%	13.8%	13.7%
国	28.8%	29.3%	27.9%	27.9%	—

出典：法定報告値



(P21)

第3章 健康・医療情報等の分析

3.特定健康診査及び特定保健指導の分析 (3)健診結果の状況

令和4年度の特定健康診査データによるメタボ該当状況をみると、血糖、血圧、脂質の3項目全ての追加リスクを持っている該当者は8.3%となっています。

◆メタボ該当状況 (令和4年度)

年齢階層	健診受診者		腹囲*のみ		予備群		血糖		血圧		脂質	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
40歳～64歳	6,039	37.9%	319	5.3%	735	12.2%	40	0.7%	427	7.1%	268	4.4%
65歳～74歳	8,689	57.6%	172	2.0%	945	10.9%	45	0.5%	718	8.3%	182	2.1%
全体 (40歳～74歳)	14,728	47.5%	491	3.3%	1,680	11.4%	85	0.6%	1,145	7.8%	450	3.1%

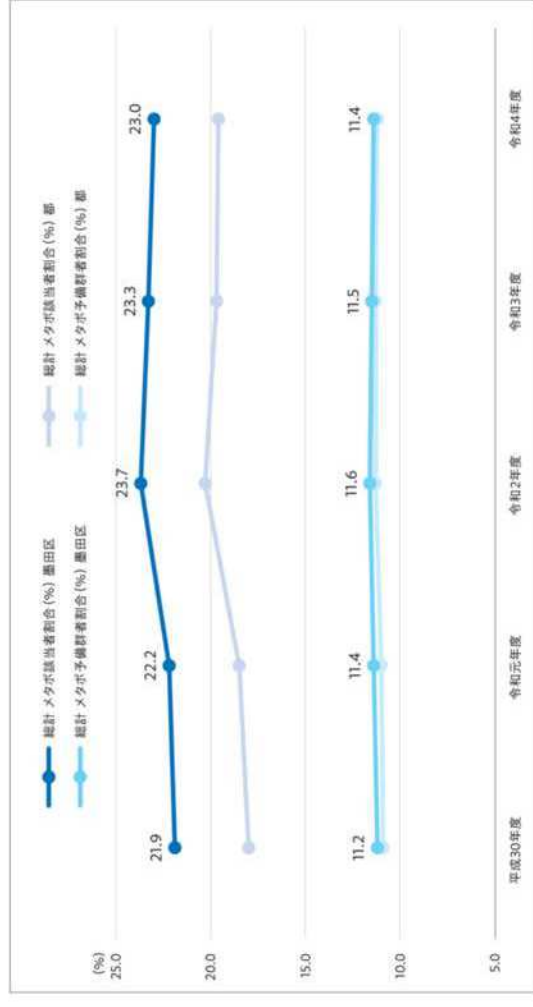
年齢階層	該当者		血糖+血圧		血糖+脂質		血圧+脂質		3項目全て	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
40歳～64歳	1,109	18.4%	116	1.9%	90	1.5%	552	9.1%	351	5.8%
65歳～74歳	2,284	26.3%	250	2.9%	91	1.0%	1,075	12.4%	868	10.0%
全体 (40歳～74歳)	3,393	23.0%	366	2.5%	181	1.2%	1,627	11.0%	1,219	8.3%

出典：国民健康・栄養調査(40歳～74歳)メタボリックシンドローム該当者・予備群

(P22)

平成30年度から令和4年度までにおける本区のメタボ該当状況を年度別にみると、令和4年度の該当者割合は23.0%で、平成30年度より1.1ポイント増加しています。令和4年度のメタボ予備群者割合は11.4%で、平成30年度より0.2ポイント増加しています。

◆年度別メタボ該当状況



出典：法定報告値

(P23)

第3章 健康・医療情報等の分析

3.特定健康診査及び特定保健指導の分析 (3)健診結果の状況

令和4年度の特定健康診査データから、受診者のうち有所見となった割合を検査項目別にみると、男性・女性ともに、BMI、腹囲、中性脂肪、随時血糖が都よりも2ポイント超高い結果となりました。加えて、男性は収縮期血圧、拡張期血圧も都よりも2ポイント超高くなっています。

◆検査項目別有所見者の割合（令和4年度）

検査項目	男女計				男性				女性			
	豊田区		国		豊田区		国		豊田区		国	
	都	県	都	県	都	県	都	県	都	県	都	県
BMI	29.4%	25.9%	26.9%	37.5%	34.4%	33.9%	23.2%	19.9%	21.5%			
腹囲	37.8%	34.4%	34.9%	59.6%	56.8%	55.8%	21.2%	18.4%	19.1%			
中性脂肪	26.3%	20.1%	21.1%	35.4%	28.2%	28.0%	19.3%	14.3%	15.9%			
ALT (GPT)*	14.6%	14.1%	14.0%	21.4%	21.2%	20.7%	9.5%	9.0%	9.0%			
HDLコレステロール	4.6%	3.7%	3.8%	8.9%	7.3%	7.2%	1.3%	1.1%	1.3%			
空腹時血糖	21.9%	24.0%	24.9%	26.5%	30.7%	31.5%	18.5%	19.2%	19.9%			
HbA1c*	49.1%	49.0%	58.2%	50.4%	50.5%	59.1%	48.0%	47.9%	57.6%			
尿酸*	8.6%	7.4%	6.6%	16.0%	14.6%	12.9%	2.9%	2.2%	1.8%			
収縮期血圧	45.0%	43.7%	48.3%	50.1%	47.7%	50.8%	41.1%	40.9%	46.3%			
拡張期血圧	22.0%	20.1%	20.8%	27.4%	25.4%	25.8%	18.0%	16.3%	17.0%			
LDLコレステロール*	47.7%	49.8%	50.1%	42.8%	44.6%	44.9%	51.4%	53.5%	54.1%			
血清クレアチニン*	1.7%	1.3%	1.3%	3.3%	2.7%	2.7%	0.5%	0.3%	0.3%			
随時血糖	7.3%	4.9%	2.9%	9.0%	6.3%	3.6%	6.1%	3.9%	2.4%			
eGFR*	19.5%	19.7%	21.8%	21.3%	21.3%	23.6%	18.2%	18.5%	20.4%			

出典：国保データベース(KDB)システム「健診有所見者状況(男女別・年代別)」

(P24)

令和4年度の特定健康診査データから、質問票回答者のうち「該当あり」と回答があった割合を項目別にみると、既往歴・睡眠は本区が比較的良好的な結果であり、喫煙・体重増加・運動・食事・飲酒は改善が必要な状況にあります。

◆質問票調査の「該当あり」割合（令和4年度）

分類	質問項目			
	豊田区	都	県	国
服薬	服薬_高血圧症	36.0%	33.4%	36.8%
	服薬_糖尿病	8.8%	8.1%	8.9%
	服薬_脂質異常症	28.7%	28.2%	29.1%
既往歴	既往歴_脳卒中	3.3%	3.3%	3.3%
	既往歴_心臓病	5.5%	5.6%	5.7%
	既往歴_慢性腎臓病・腎不全	1.0%	0.8%	0.8%
既往歴_貧血	11.7%	12.0%	10.7%	
喫煙	喫煙	18.1%	14.3%	12.7%
体重増加	20歳時体重から10kg以上増加	36.6%	34.5%	34.6%
運動	1回30分以上の運動習慣なし	62.9%	58.3%	59.3%
食事	週3回以上朝食を抜く	17.4%	14.8%	9.7%
	毎日飲酒	27.5%	25.5%	24.6%
飲酒	時々飲酒	25.6%	25.3%	22.3%
	飲まない	46.9%	49.2%	53.1%
	1日飲酒量(1合未満)	62.2%	64.6%	65.6%
	1日飲酒量(1~2合)	23.9%	22.7%	23.1%
	1日飲酒量(2~3合)	10.3%	9.4%	8.8%
睡眠	1日飲酒量(3合以上)	3.7%	3.2%	2.5%
	睡眠不足	21.1%	25.1%	24.9%
喫煙	喫煙_何でも	80.6%	80.6%	79.0%
	喫煙_かみにくい	18.6%	18.7%	20.2%
喫煙_ほとんどかめない	0.8%	0.7%	0.8%	

出典：国保データベース(KDB)システム「質問票調査の結果」

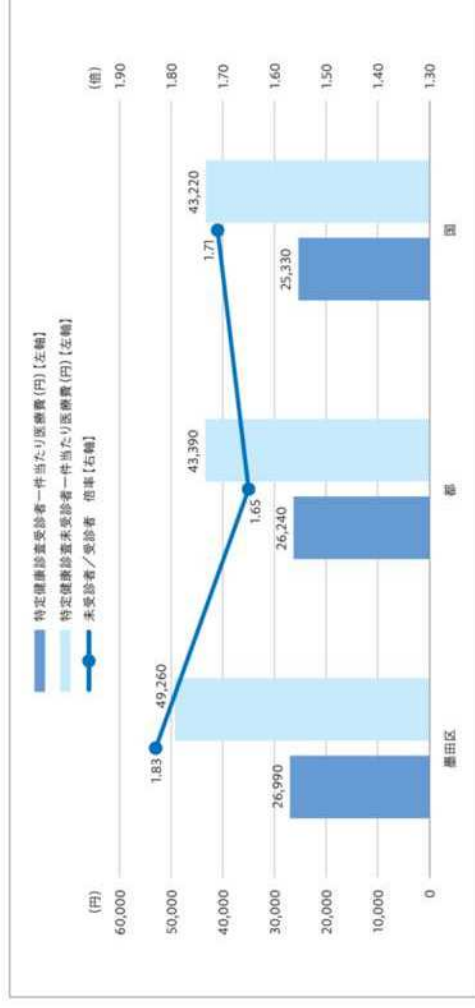
(P25)

第3章 健康・医療情報等の分析

3.特定健康診査及び特定保健指導の分析 (4)レセプトデータを組み合わせた分析

令和4年度における本区の一円当たり医療費を特定健康診査受診の有無別にみると、受診者が26,990円、未受診者が49,260円で、都や国と比べて高くなっていきます。特に未受診者は都よりも13.5%高くなっていきます。また、本区の未受診者の一件当たり医療費は受診者の1.83倍であり、都や国と比べても高くなっています。

◆特定健康診査受診の有無別の一件当たり医療費 (令和4年度)



出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

(P26)

令和4年度の特定健康診査データをもとにグループ分けした上で、「4 医療機関受診勧奨対象者」の医療機関受診状況をレセプトデータから確認したところ、医療機関を受診していない「健診異常値放置者」に該当する人は2,473人（受診者の約16%）います。

◆特定健康診査及びレセプトデータによる指導対象者群分析 (令和4年度)



(P28)

第3章 健康・医療情報等の分析

4. 受診・服薬状況に係る分析

受診状況に関しては、同月内に同一疾病分類で受診している医療機関が3以上ある「重複受診者」について、令和4年度は18人が該当しており、同月内に同一の医療機関を8回以上受診している「頻回受診者」について、令和4年度は347人が該当していました。

服薬状況に関しては、1か月間に同薬効の医薬品が複数の医療機関において処方され、かつ処方日数の合計が60日を超える「重複服薬者」について、令和4年度は54人が該当しており、15日以上、10剤以上の薬剤を処方されている月が2か月以上の「多剤服薬者」について、令和4年度は137人が該当していました。

◆医療費適正化事業の対象者（令和4年度）

	人数（人）
重複受診者数	18
頻回受診者数	347
重複服薬者数	54
多剤服薬者数	137

※基準該当者の抽出に当たっては、がん・難病等に該当する者及び国保資格喪失者を除いている。

(P30、P31)

5. 介護保険の状況

令和4年度における本区の1号被保険者の認定率は20.5%と、国よりはやや高いものの都よりは若干低い状況にあります。

令和4年度における本区の要介護（支援）認定者の疾病（KDBで定められている8疾病）別有病率をみると、1位：心臓病56.6%、2位：高血圧症50.3%、3位：筋・骨格49.8%となっております。

◆要介護（支援）認定者の疾病別有病状況（令和4年度）

区分	豊田区	順位	都	順位	国	順位
認定者数(人)	12,700		664,180		6,880,137	
糖尿病	実人数(人) 2,780 有病率 21.6%	6	156,885 23.1%	6	1,712,613 24.3%	6
高血圧症	実人数(人) 6,504 有病率 50.3%	2	338,904 50.1%	3	3,744,672 53.3%	3
脂質異常症	実人数(人) 3,999 有病率 30.8%	5	218,086 32.0%	5	2,308,216 32.6%	5
心臓病	実人数(人) 7,312 有病率 56.6%	1	384,630 56.9%	1	4,224,628 60.3%	1
脳疾患	実人数(人) 2,521 有病率 20.0%	7	135,247 20.3%	7	1,568,292 22.6%	7
悪性新生物	実人数(人) 1,533 有病率 11.8%	8	82,493 12.0%	8	837,410 11.8%	8
筋・骨格	実人数(人) 6,423 有病率 49.8%	3	345,293 51.2%	2	3,748,372 53.4%	2
精神	実人数(人) 4,292 有病率 33.7%	4	236,681 35.3%	4	2,569,149 36.8%	4

出典：国保データベース(KDB)システム「地域の全体像の把握」

(P32、P33)

第4章 データヘルス計画の目的、目標及び保健事業一覧

1.分析結果に基づく健康課題の抽出

墨田区国民健康保険被保険者の健康・医療情報等を分析した結果から、生活習慣病の各階層でめざすべき姿（右図）を踏まえ、次のとおり健康課題としてまとめました。



課題① 生活習慣の改善

- ▶ 質問票の喫煙・体重増加・運動・食事・飲酒について、生活習慣病のリスクとなる回答割合が都平均よりも高い。

課題② 特定健康診査・特定保健指導の推進

- ▶ 一件当たり医療費を特定健康診査受診の有無別にみると、健診受診者が26,990円、健診未受診者が49,260円と、健診未受診者は健診受診者の1.83倍高い。この倍率は、都や国と比べても高くなっている。

課題③ 生活習慣病発症予防・重症化予防（重点課題）

- ▶ メタボ基準値の複数超過者が多い。
- ▶ 検査値の多くの項目（BMI、腹囲、中性脂肪、随時血糖、収縮期・拡張期血圧）で有所見割合が高い。

課題④ ハイリスク者への取組

- ▶ 検査値が受診勧奨値以上の者が受診者の50%以上おり、その中で医療機関の受診をしていない者は受診者の約16%を占めている。

課題⑤ 生活習慣病による死亡・医療費増の抑制

- ▶ 生活習慣病（がん、心臓病、脳疾患、腎不全）による死亡率が高い。
- ▶ 生活習慣病の医療費は、総医療費の約50%を占めており、慢性腎臓病（透析有・無）が生活習慣病医療費に占める割合は都や国と比べて高い。

課題⑥ 介護予防の観点からの取組

- ▶ 要介護（支援）認定率は20.5%で増加傾向にあり、認定者のうち「心臓病」「高血圧症」など生活習慣に起因する疾患や、「筋・骨格」「精神（認知症を含む。）」などフレイルに関連する疾患の有病割合が高い。

課題⑦ 適正受診・適正服薬の推進

- ▶ 被保険者一人当たり医療費は、318,703円と都よりも1.5%高い。医療機関の受診率、一件当たり医療費は、いずれも都より高くなっている。
- ▶ 令和4年度において「重複受診者」は18人、「頻回受診者」は347人、「重複服薬者」は54人、「多剤服薬者」は137人存在している。

第4章 データヘルス計画の目的、目標及び保健事業一覧

2.計画の目的と目標

目的：
被保険者の健康の保持増進及び生活の質
(QOL)の維持・向上を図る

◆計画全体の指標

計画全体の目標	計画全体の評価指標	指標の定義	ベースライン		目標値	
			令和4年度	令和8年度	令和8年度	令和11年度
i	高血圧症の有病率	高血圧症の有病者割合	36.3%	35.0%	34.0%	
ii	生活習慣病の発症・重症化を予防する。	特定健康診査受診者でHbA1cの検査結果がある者のうち、HbA1c8.0%以上の者の割合	1.5%	1.4%	1.3%	
iii		特定健康診査受診者のうちメタボ該当者の割合	23.0%	22.0%	20.0%	
iv		特定健康診査受診者のうち朝食を抜くことが週3回以上ある者の割合	17.4%	15.0%	13.0%	
v		特定健康診査受診者のうち1日1時間以上身体活動を実施しない者の割合	-	-	中間評価時に検討	
vi	生活習慣を改善する。	特定健康診査受診者のうち飲酒日の1日当たり飲酒量が男性2合以上、女性1合以上の者の割合	24.6%	22.0%	20.0%	
vii		特定健康診査受診者のうち喫煙習慣者の割合	18.1%	15.0%	12.0%	
viii	平均自立期間を延伸する。	平均自立期間(要支援・要介護)	男:77.4年 女:81.0年	-	男:78.0年 女:81.5年	
ix	医療費を適正化する。	(参考)被保険者一人当たり医療費	318,703円	-	-	

第4章 データヘルス計画の目的、目標及び保健事業一覧

3.健康課題を解決するための個別の保健事業

事業番号	事業名	対応する健康課題※
1	特定健康診査	②⑤⑥
2	特定保健指導 重点事業	①②③⑤⑥
3	生活習慣病ハイリスク者受診勧奨	②④⑤⑥
4	糖尿病重症化予防事業 重点事業	①②③⑤⑥
5	生活習慣病予防のための保健指導 重点事業	①②③④⑤⑥
6	ジェネリック医薬品利用差額通知	⑦
7	重複・頻回受診者指導	⑦
8	重複・多剤服薬者指導	⑦
9	【住民事業】 がん対策の推進(各種がん検診、普及啓発)	⑤
10	【住民事業】 身体活動・運動の推進(すみだウォーキングマップ等)、野菜摂取量の向上(野菜レシビの公表、推定野菜摂取量の測定会)	①⑤
11	【住民事業】 歯・口の健康づくり(成人歯科健康診査、普及啓発)	③
12	【住民事業】 たばこ・アルコール対策の推進(禁煙支援、適正飲酒についての普及啓発・保健指導)	①
13	【住民事業】 フレイル予防の推進(フレイル予防に関する普及啓発、介護予防事業の推進)	⑥

※①から⑦までの番号は、本資料10ページに記載した健康課題の番号に対応している。

重点事業に係る新たな取組

「特定保健指導」「糖尿病重症化予防事業」「生活習慣病予防のための保健指導」を重点事業とし、これらの事業効果を高めるため、以下の取組を実施します。

取組① 人工知能（AI）の活用による受診率向上の取組

- ▶ 人工知能（AI）を活用し、健診結果やレセプトデータから対象者の受診行動や健康意識に対する分析を行い、個々の特性に応じた勧奨通知を実施することで、特定健康診査受診率の更なる向上を図ります。

取組② 特定保健指導の利便性と実施率向上のための取組

- ▶ 対象者の利便性向上を図るため、引き続きオンラインでの初回面接を推進するほか、これまで紙媒体で行っていた情報提供やセルフレモニタリングの記録をスマートフォンやアプリケーション等を用いて行うことができる環境を整備するなど、ICTを活用した保健指導に取り組みまいります。

取組③ 糖尿病の治療中断者等に対する受診勧奨の取組

- ▶ 糖尿病の治療を中断すると、病状が重症化するおそれがあり、合併症を併発するリスクも高くなるため、レセプトデータを活用して治療中断者等を把握し、医療機関の受診勧奨を行います。

国保財政健全化変更計画書

「国民健康保険保険者の赤字削減・解消計画の策定等について」(平成30年1月29日付保国発0129第2号厚生労働省国民健康保険課長通知)に基づき赤字削減・解消計画

(平成30年度から令和11年度まで12ヵ年計画)

都道府県名	東京都	保険者番号	13-007	保険者名	墨田区
-------	-----	-------	--------	------	-----

① 赤字の発生状況	平成28年度		赤字の原因				
	年度(赤字発生年度)	平成28年度					
法定外繰入金		2,058,375千円	(歳入)				
繰上充用金の新規増加分		0千円	・保険料の収納率が低い。 ・政策的判断により、保険料負担の緩和を図っている。				
赤字額(合計)		2,058,375千円	(歳出) ・被保険者一人当たりの医療費が年々増加している。				
	赤字削減・解消のための具体的取組内容						
	赤字削減・解消のための基本方針						
	<p>① 予算推計ベースの令和6年度の赤字額: 940,266千円</p> <p>② 解消の目標年次: 令和18年度</p> <p>③ 赤字削減・解消手段の主要事項</p> <ul style="list-style-type: none"> ・保険料率の改定 ・保険料収納率の向上 ・保健事業及び医療費適正化の取組 						
② 赤字削減計画	年度別の赤字削減予定額(率)		合計				
	計画年次	年度		第11年次 令和10年度			
	法定外繰入の削減予定額(率)	57,563 千円(%)	153,221 千円(%)	118,651 千円(%)	35,032 千円(%)	35,032 千円(%)	1,065,390 千円(%)
	繰上充用金の新規増加分の削減予定額(率)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)	0 千円(%)
	合計 赤字削減予定額(率)	57,563 千円(%)	153,221 千円(%)	118,651 千円(%)	35,032 千円(%)	35,032 千円(%)	1,065,390 千円(%)

※1 新たに定める令和6年度から令和11年度までの計画のみを記載している。
 ※2 赤字削減予定額の合計は、平成30年度から令和11年度までの合計額である。